

アール・イー・ジャパン株式会社

評価業務規程

平成 17 年 10 月 30 日	制定
平成 18 年 3 月 1 日	改訂
平成 18 年 4 月 20 日	改訂
平成 18 年 7 月 18 日	改訂
平成 18 年 9 月 20 日	改訂
平成 19 年 1 月 1 日	改訂
平成 19 年 6 月 1 日	改訂
平成 19 年 6 月 30 日	改訂
平成 20 年 1 月 1 日	改訂
平成 21 年 1 月 1 日	改訂
平成 21 年 9 月 1 日	改訂
平成 22 年 1 月 5 日	改訂
平成 22 年 2 月 5 日	改訂
平成 22 年 6 月 1 日	改訂
平成 22 年 6 月 2 日	改訂
平成 23 年 1 月 1 日	改訂
平成 23 年 7 月 1 日	改訂
平成 23 年 10 月 1 日	最終改正

目次

第1章 総則

第1条(趣旨)

第2条(基本方針)

第3条(評価の業務を行う時間及び休日)【規則§16③I】

第4条(事務所の所在地)【規則§16③II】

第5条(業務を行う区域)【規則§16③II】

第6条(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)【規則§16③III】

第2章 設計住宅性能評価の実施方法【規則§16③IV】

第7条(設計住宅性能評価の申請)

第8条(設計住宅性能評価の受理及び契約)

第9条(設計住宅性能評価)

第10条(設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

第11条(設計評価提出図書の変更)

第12条(設計住宅性能評価書の交付)

第3章 建設住宅性能評価(新築住宅)の実施方法【規則§16③IV】

第13条(建設住宅性能評価の申請)

第14条(建設住宅性能評価の受理及び契約)

第15条(建設住宅性能評価)

第16条(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第17条(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

第18条(建設工事の変更)

第19条(建設住宅性能評価書の交付)

第4章 評価員等

第20条(評価員の選任)【規則§16③VI】

第21条(評価員の解任)【規則§16③VI】

第22条(評価員の配置)【規則§16③VII】

第23条(評価員の教育)【規則§16③VIII】

第24条(評価の業務の実施及び管理の体制)【規則§16③X】

第25条(評価員等の身分証の携帯)【規則§16③IX】

第26条(秘密保持義務)【規則§16③VII】

第5章 評価料金等

第27条(評価料金の収納)【規則§16③V】

第28条(評価料金を減額するための要件)

第29条(評価料金の返還)

第30条(負担金の納付)

第6章 雑則

第31条(登録の区分等の掲示)

第32条(評価業務規程等の公開)【規則§16④】

第33条(財務諸表等の備付け)【規則§16③XII】

- 第 34 条(財務諸表等に係る閲覧等の請求)【規則 § 16③X II】
- 第 35 条(帳簿及び書類の保存)【規則 § 16③X I】
- 第 36 条(帳簿及び書類の保存及び管理方法)【規則 § 16③X I】
- 第 37 条(電子情報処理組織に係る情報の保護)
- 第 38 条(評価の業務に関する公正の確保)【規則 § 16③X I】
- 第 39 条(損害賠償保険への加入)【規則 § 16③IV】
- 第 40 条(事前相談)

附則

別表

- 別表 1 (設計住宅性能評価書及び建設住宅性能評価書の交付番号)
- 別表 2 (評価料金)
- 別表 3 (特定区域加算)
- 別表 4 (選択事項加算)
- 別表 5 (地方公共団体等が行う制度としての減額率)
- 別表 6 (評価料金の返還)

別記様式

- REJ 評第一号様式 (第 10 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 17 条第 1 項及び第 18 条第 2 項関係)
- REJ 評第二号様式 (第 11 条第 1 項及び第 18 条第 1 項関係)
- REJ 評第三号様式 (第 12 条第 4 項及び第 19 条第 4 項関係)
- REJ 評第四号様式 (第 16 条第 1 項関係)
- REJ 評第五号様式 (第 16 条第 2 項関係)
- REJ 評第六号様式 (第 16 条第 2 項関係)
- REJ 評第七号様式 (第 25 条第 2 項関係)
- REJ 評第八号様式 (第 25 条第 2 項関係)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この評価業務規程 (以下「規程」という。) は、アール・イー・ジャパン株式会社 (以下「REJ」という。) が、住宅の品質確保の促進等に関する法律 (平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。) 第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関として行う法第 7 条 1 項に規定する評価の業務 (以下単に「評価の業務」という。) の実施について、法第 16 条第 1 項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第 2 条 評価の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価の業務を行う時間及び休日)

第3条 評価の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時30分までとする。

2 評価の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 8月14日から8月16日までの日
- (5) その他REJが定める日

3 評価の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に申請者等との間において評価の業務を行う日時の調整が図られている場合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 本店の所在地は、大阪府守口市本町2丁目5番18号とする。

2 京都支店の所在地は、京都府京都市下京区東塩小路高倉町2番地1とする。

(業務を行う区域)

第5条 評価の業務を行う区域は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の全域とする。

(住宅性能評価を行う住宅の種類及び評価の業務を行う範囲)

第6条 REJは、法第7条第2項各号に掲げる住宅の種別に係る評価の業務について、住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成12年建設省令第20号。以下「施行規則」という。）第9条第一号及び第二号に定める区分に係る全ての住宅について評価の業務を行うものとする。

2 (削除)

第2章 設計住宅性能評価の実施方法

(設計住宅性能評価の申請)

第7条 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価（以下単に「設計住宅性能評価」という。）を申請しようとする者は、REJに対し、次の各号に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。

- (1) 施行規則第3条第1項に規定する設計住宅性能評価申請書
- (2) 平成12年建設省告示第1660号第1から第3までに定める図書（施行規則第3条第3項から第5項までの規定により明示することを要しないものとされた事項に係る図書を除く。）
- (3) 特別評価方法認定を受けた方法を用いて評価されるべき住宅に係る設計住宅性能評価の申請にあつては、特別評価方法認定書の写し（ただし、当機関が当該認定書

の写しを有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。)及び当該認定特別評価方法を用いて評価されるべき事項を記載した書類(必要な場合に限る。)

- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価を申請しようとする者は、REJに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の設計住宅性能評価の結果が記載された設計住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。(ただし、当機関において直前の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、設計住宅性能評価書又はその写しを除く。)
- 3 前2項の規定により提出される図書(以下「設計評価提出図書」という。)の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織(REJの使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。))と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)の使用又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の受理によることができる。

(設計住宅性能評価の受理及び契約)

第8条 REJは、設計住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項を審査し、当該設計評価提出図書を受理する。

- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 設計評価提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 設計評価提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 設計評価提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 REJは前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
 - 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、REJは、受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該設計評価提出図書を返還する。
 - 4 REJは、設計住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に設計住宅性能評価に係る設計評価申請引受書を交付する。この場合、申請者とREJは別に定めるアール・イー・ジャパン株式会社評価業務約款(以下「評価業務約款」という。)に基づく契約を締結するものとする。
 - 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 設計住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあつては、その旨及び当該性能表示事項に関すること。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、申請者は、REJの求めに応じ、設計住宅性能評価のために必要な情報をREJに提供しなければならないこと。

- (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
- (4) 評価の義務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (a) 設計住宅性能評価書を交付し、又は設計住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他REJに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
- (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 設計住宅性能評価書の交付前に計画が大きく変更された場合においては、設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の設計住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、設計住宅性能評価書が交付されるまで、REJに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、REJが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のREJに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価手数料の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
 - (d) REJは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。
 - (e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。
- (6) REJが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法（昭和25年法律第201号。）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。
 - (b) 当該契約が、設計住宅性能評価の対象となる住宅に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。
 - (c) 設計評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な設計住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、設計住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

（設計住宅性能評価）

第9条 REJは、法、これに基づく命令及び告示並びにREJの定める住宅性能評価マニュアル（以下「業務マニュアル」という。）に従い、設計住宅性能評価を評価員に実施させる。

- 2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受け付け、計画内容の予備審査等の補助的な業務を行う。
- 3 評価員は、設計住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者又は設計者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。
- 4 評価員は、設計住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて設計住宅性能評価を一時中断する。
- 5 前項の規定により設計住宅性能評価を中断した場合においては、REJは、その是正が図られるまでの間、設計住宅性能評価を再開しない。

(設計住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第10条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の申請を取り下げる場合においては、別記評第一号様式をREJに提出する。
- 2 前項の場合においては、REJは設計住宅性能評価を中止し、設計評価提出図書を申請者に返却する。

(設計評価提出図書の変更)

- 第11条 申請者は、設計住宅性能評価書の交付前に設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について別記評第二号様式をREJに通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、REJが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、前条第1項に準じ設計住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度設計住宅性能評価を申請しなければならない。

(設計住宅性能評価書の交付)

- 第12条 REJは、設計住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに設計住宅性能評価書を交付する。
- (1) 設計評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 設計評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 設計住宅性能評価の対象となる住宅の計画が、建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定（以下単に「建築基準関係規定」という。）に適合しないと認めるとき。
 - (4) 設計住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったことその他REJに帰することのできない事由により、設計住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (5) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 設計住宅性能評価書の交付番号は、別表1に定める方法に従う。
 - 3 REJは、第1項各号に該当するため設計住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第4条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を書面をもって通知する。

- 4 施行規則第4条第4項の規定により、設計住宅性能評価書の再交付を請求する者は、別記評第三号様式により一住戸につき一千円を添えREJに提出する。
- 5 設計住宅性能評価書又は前各項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章 建設住宅性能評価（新築住宅）の実施方法

（建設住宅性能評価の申請）

- 第13条 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価（以下「建設住宅性能評価」という。）のうち、新築住宅に係るものを申請しようとする者は、REJに対し、次の各号（REJにおいて最後の設計住宅性能評価を行っている場合にあつては、(2)を除く。）に掲げる図書を2部提出しなければならないものとする。
- (1) 施行規則第5条第1項に規定する建設住宅性能評価申請書（新築住宅）
 - (2) 設計住宅性能評価に要した図書及び最後に交付された設計住宅性能評価書又はその写し
 - (3) 施工状況報告書の様式
 - (4) 建築基準法第6条第1項の規定による確認を要しない住宅以外の住宅に係る申請にあつては、同項又は同法第6条の2第1項の確認済証の写し
- 2 前項の規定にかかわらず、施行規則第5条第1項に規定する変更建設住宅性能評価を申請しようとする者は、REJに対し、前項(1)に掲げる図書、前項(2)及び(3)に掲げる図書のうち変更に係るもの並びに直前の建設住宅性能評価の結果が記載された建設住宅性能評価書又はその写しを2部提出しなければならないものとする。（ただし、当機関において直前の建設住宅性能評価を行っている場合にあつては、建設住宅性能評価書又はその写しを除く。）
- 3 申請者は、前2項に掲げる図書が整っていない場合であっても、REJに対し建設住宅性能評価の仮申請をすることができる。
- 4 第1項又は第2項の規定により提出される図書（以下「建設評価提出図書」という。）の受理については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの受理によることができる。

（建設住宅性能評価の受理及び契約）

- 第14条 REJは、建設住宅性能評価の申請があつたときは、次の事項を審査し、当該建設評価提出図書を受理する。
- (1) 申請に係る住宅が、第6条に定める評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 形式上の不備がないこと。
 - (3) 記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

- 2 REJは、前項の審査により建設評価提出図書が同項各号に該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、REJは受理できない理由を明らかにするとともに、申請者に当該建設評価提出図書を返還する。
- 4 REJは、建設住宅性能評価の申請を受理した場合においては、申請者に建設住宅性能評価に係る建設評価申請引受書を交付する。この場合、申請者とREJは別に定める評価業務約款に基づき契約を締結する。
- 5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について明記するものとする。
 - (1) 建設住宅性能評価を希望しない性能表示事項がある場合にあっては、その旨及び当該性能表示事項に関する事項。
 - (2) 申請者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 申請者は、REJの求めに応じ、建設住宅性能評価のために必要な情報をREJに提供しなければならないこと。
 - (b) 申請者は、REJの評価員が建設住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入ることに協力すること。
 - (3) 評価料金に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 評価料金の額に関すること。
 - (b) 評価料金の支払期日に関すること。
 - (c) 評価料金の支払方法に関すること。
 - (4) 評価の義務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 建設住宅性能評価書を交付し、又は建設住宅性能評価書を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。
 - (b) 申請者の非協力、第三者の妨害、天災その他REJに帰することのできない事由により業務期日から遅延する場合には、申請者との協議の上、期日を変更できること。
 - (c) 申請に係る住宅が、建築基準法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた住宅以外の住宅である場合にあっては、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写しをREJに提出しないときは、業務期日を延期することができること。
 - (5) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。
 - (a) 建設住宅性能評価書の交付前に建設工事が大きく変更された場合においては、建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度申請を行わなければならないものとし、この場合においては、元の建設住宅性能評価に係る契約は解除されること。
 - (b) 申請者は、建設住宅性能評価書が交付されるまで、REJに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。
 - (c) 申請者は、REJが行うべき評価の業務が業務期日から遅延し、又は遅延するこ

とが明らかであることその他のREJに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った評価料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(d) REJは、申請者の必要な協力が得られないこと、評価料金が支払期日までに支払われないことその他の申請者に帰すべき事由が生じた場合においては、申請者に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の評価料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(6) REJが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に適合するか否かについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、建設住宅性能評価の対象となる住宅における瑕疵の有無について保証するものではないこと。

(c) 建設評価提出図書に虚偽があることその他の事由により、適切な建設住宅性能評価を行うことができなかつた場合においては、建設住宅性能評価の結果について責任を負わないこと。

(建設住宅性能評価)

第15条 REJは、法、これに基づく命令及び告示並びに業務マニュアルに従い、建設住宅性能評価を評価員に実施させる。

2 評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は、評価員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務を行う。

3 評価員は、建設住宅性能評価のために必要と認める場合においては、申請者、設計者、工事施工者又は工事監理者、所有者又は管理者に対し、必要な図書の閲覧又は提出を求める。

4 評価員は、新築住宅に係る建設住宅性能評価の対象となる住宅が建築基準法その他の法令に違反していると認めるときは、申請者に対してその旨を告げるとともに、必要に応じて当該建設住宅性能評価を一時中断する。

5 前項の規定により建設住宅性能評価を中断した場合においては、REJは、その是正が図られるか、又は補修等が完了されるまでの間、建設住宅性能評価を再開しない。

(新築住宅に係る建設住宅性能評価における検査)

第16条 申請者は、REJに対し、検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日を別記REJ評第四号様式により通知しなければならないものとする。

2 REJは、前項の規定による通知を受領したときは、同項に規定する日又はその通知を受領した日のいずれか遅い日から7日以内に、評価員に当該検査時期における検査を別記REJ評第五号及び第六号様式を携行させ行わせる。

3 申請者は、検査が行われるまでに、当該検査対象工程に係る工事の実施の状況を記載した施工状況報告書をREJに提出しなければならないものとする。

- 4 申請者は、検査が行われる場合には、材料等の納品書、工事写真、施工図、品質管理記録その他の図書を当該工事現場に備えておかなければならないものとする。
- 5 REJは、検査を行ったときは、遅滞なく、施行規則別記第10号様式の検査報告書により建設住宅性能評価の申請者にその旨を報告する。

(建設住宅性能評価の申請の取り下げ)

- 第17条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の申請を取り下げる場合は、別記評第一号様式をREJに提出する。
- 2 前項の場合においては、REJは、建設住宅性能評価を中止し、建設評価提出図書を申請者に返却する。

(建設工事の変更)

- 第18条 申請者は、建設住宅性能評価書の交付前に建設住宅性能評価の対象となる住宅の建設工事が変更された場合においては、その旨及び変更の内容について別記評第二号様式をREJに通知するものとする。
- 2 前項の通知が行われた場合において、REJが変更の内容が大規模であると認めるときは、申請者は、前条第1項に準じ建設住宅性能評価の申請を取り下げ、別件として再度建設住宅性能評価を申請しなければならない。

(建設住宅性能評価書の交付)

- 第19条 REJは、建設住宅性能評価が終了した場合においては、次に掲げる場合を除き、速やかに建設住宅性能評価書を交付する。
- (1) 建設評価提出図書に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。
 - (2) 建設評価提出図書に記載された内容が明らかに虚偽であるとき。
 - (3) 建設住宅性能評価の対象となる住宅の計画が、建築基準関係規定に適合しないと認めるとき。
 - (4) 申請に係る住宅について、建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の検査済証が交付されていないとき。ただし、同法第7条第1項の規定による検査を要しない住宅又は同法第7条の6第1項第1号の規定による承認を受けた住宅にあっては、この限りでない。
 - (5) 建設住宅性能評価に必要な申請者の協力が得られなかったこと、検査時期に必要な検査を行えなかったことその他REJに帰することのできない事由により、建設住宅性能評価を行えなかったとき。
 - (6) 評価料金が支払期日までに支払われていないとき。
- 2 第12条第2項の規定は、建設住宅性能評価書の交付番号について準用する。
 - 3 REJは、第1項各号に該当するため建設住宅性能評価書を交付しないこととした場合においては、施行規則第7条第2項及び第3項の規定に従い、申請者に対してその旨を通知する。

- 4 施行規則第7条第4項の規定により、設計住宅性能評価書の再交付を請求する者は、別記評第三号様式により一住戸につき一千円を添えREJに提出する。
- 5 建設住宅性能評価書又は前各項の図書の交付については、あらかじめ申請者と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第4章 評価員等

(評価員の選任)

- 第20条 REJの代表取締役は、評価の業務を実施させるため、法第13条に定める要件を満たす者のうちから、評価員を選任する。
- 2 評価員は、職員から選任するほか、職員以外のものに委嘱して選任する。
 - 3 評価員は、法別表各号の上段に掲げる住宅性能評価を行う住宅の区分に応じ、それぞれ当該各号の中欄に掲げる者に該当するものがそれぞれ当該各号の下欄に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(評価員の解任)

- 第21条 REJの代表取締役は、評価員が次のいずれかに該当する場合には、その評価員を解任するものとする。
- (1) 業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(評価員の配置)

- 第22条 評価の業務を実施するため、評価員を本店に2名以上、京都支店に1名以上配置する。
- 2 前項の評価員は、公正かつ適確に住宅性能評価を行わなければならない。
 - 3 京都支店の評価員が病気等の事情により、評価の業務を実施できない場合にあっては、当該事務所において本店の評価員が臨時に評価の業務を行うことができる。この場合において緊急のとき等にあつては、本店において当該評価の業務を行うことができる。
 - 4 REJは、住宅性能評価の申請件数が一時的に増加すること等の事情により、評価の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに新たな評価員を選任する等の適切な措置を講ずる。

(評価員の教育)

- 第23条 評価員の資質を向上するため、評価員に対し、年1回以上、当機関の行う評価の業務に関する研修を受講させるものとする。
- 2 法、これに基づく命令及び告示の改正等に際しては、評価員に対し、登録講習機関等が行う講習を受講させるものとする。

(評価の業務の実施及び管理の体制)

第 24 条 評価の業務に従事する職員を、第 22 条第 1 項の規定により配置された評価員を含め 2 人以上配置する。

- 2 REJ は、評価業務担当役員を法第 9 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に任命する。
- 3 専任の管理者は、評価の業務を統括し、評価の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての評価書の交付について責任を有するものとする。

(評価員等の身分証の携帯)

第 25 条 評価の業務に従事する職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の対象となる建築物並びにその敷地及び工事現場に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて関係者に提示しなければならない。

- 2 前項の身分証の様式は、評価員は別記 REJ 評第七号様式、評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者は別記 REJ 評第八号様式による。

(秘密保持義務)

第 26 条 REJ の役員及びその職員（評価員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第 5 章 評価料金等

(評価料金の収納)

第 27 条 申請者は、次の各号に定める評価料金を、現金または REJ の指定する銀行口座への振込みにより納入する。ただし、やむを得ない事由があるときは、別の収納方法によることができる。また本条で定める料金は消費税を含めた額とする。

- (1) 一戸建ての住宅の場合、設計住宅性能評価申請の料金（この条において「設計評価料金」という。）は別表 2 の表 1 に、対象となる住宅の建築基準法施行令第 2 条第 1 項 4 号に規定する延べ面積（以下「延べ面積」という。）の区分に応じ、表中（い）の額とする。ただし変更申請の場合は同表の半額とし、千円未満は切り捨てた額とする。
- (2) 一戸建ての住宅の建設住宅性能評価申請の料金（この条において「建設評価料金」という。）は別表 2 の表 1 に、対象となる住宅の延べ面積の区分に応じ、表中（ろ）の額とする。但し変更申請の場合は同表の半額とし、千円未満は切り捨てた額とする。
- (3) 一戸建ての住宅以外の住宅の設計評価料金は別表 2 の表 2 に、対象となる住宅の延べ面積の区分に応じ、表中（は）の「住棟の評価料金」に、対象となる住宅の評価対象住戸の数に「一戸あたりの基本料金」を乗じて得た料金を加えたものとする。ただし、変更申請の場合は別表 2 の表 3 に、対象となる住宅の延べ面積の区分に応じ、表中（ほ）の額とする。
- (4) 一戸建ての住宅以外の住宅の建設評価料金は別表 2 の表 2 に、対象となる住宅の

延べ面積の区分に応じ、表中（に）の「住棟の評価料金」に、対象となる住宅の評価対象住戸の数に「一戸あたりの基本料金」を乗じて得た料金を加えたものとする。

- (5) 一戸建ての住宅以外の住宅の変更設計評価料金及び変更建設評価料金は別表2の表3に、対象となる住宅の延べ面積の区分に応じた額とする。
 - (6) 一戸建ての住宅以外の住宅にて延べ面積が30,000㎡を超える場合の設計評価料金及び建設評価料金並びに変更設計評価料金及び変更建設評価料金については別途見積もりとする。
- 2 申請において次の各号に該当場合は、それぞれ各号で定めるところによる。
- (1) 一戸建ての住宅以外の住宅でREJ以外の設計住宅性能評価申請を行った場合の建設評価料金は前項(4)で定める料金に1.5を乗じた額とする。
 - (2) 平成12年建設省告示第1661号（最終改正 平成14年国交省告示第726号）第一号ホで定める表示事項を追加する場合、別表3の額を加算した額とする。
 - (3) 建設住宅性能評価（新築住宅）の申請の区域が、遠隔地としてREJが指定する区域に該当する場合は、出張旅費を検査手数料に加算した額とする。ただし、建築基準法第7条の2第1項及び同法第7条の4第1項の検査と同時に行う場合は重複する回数を控除した額とする。
- 3 前項(3)に規定する指定区域及び出張旅費は別に定める。
- 4 前項各項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

（評価料金を減額するための要件）

第28条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ的確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者認証書の写し（当機関が当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ的確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。
- (3) 設計住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第77条の18で定める指定確認検査機関（以下「指定確認検査機関」という。）である当社に同法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。
- (4) 建設住宅性能評価（新築住宅）の申請とともに、指定確認検査機関である当社に、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の申請を行うとき。
- (5) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価の申請を行うとき。別表4の数値を算出した額に乗じて得た額

（評価料金の返還方法）

第 29 条 収納した評価料金は、次に掲げる場合を除き返還しない。

(1) 評価業務のうち建設住宅性能評価において、契約の取り下げ及び解除に伴い手数料の一部を返還する場合は、一戸建ての住宅又は、共同住宅等毎に別表第 5 (ほ) 欄の申請の取り下げを行なった時期に応じた (へ) 欄の率に当該申請手数料を乗じた額を返還する。

(2) REJ が約款の契約に違反したことにつき、建築主等が相当期間を定めて催告してもなお是正されないときは一度収納した評価料金は返還する。

(負担金の納付)

第 30 条 REJ は、法第 87 条第 3 項の規定により住宅紛争処理支援センターからなされた通知に従い、負担金を同センターに対して納付する。

第 6 章 雑則

(指定の区分等の掲示)

第 31 条 REJ は、法第 17 条の規定に従い、指定の区分その他の施行規則第 17 条第 1 項各号に掲げる事項を、各事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(評価業務規程等の公開)

第 32 条 REJ は、本規程及び検査業務出張旅費規程を評価の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設した当機関のホームページ (<http://www.re-japan.co.jp>) において公表するものとする。

(財務諸表の備付け)

第 33 条 REJ は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 34 条 利害関係人は、当機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、(2)又は(4)の請求をするには、1枚につき一千円をREJに支払うものとする。

(1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

(2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求

(3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、登録住宅性能評価機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載し

た書面の交付の請求

- (a) 登録住宅性能評価機関の使用に係る電子計算機と法第十八条第二項第四号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- (b) 磁気ディスクを持って調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
- (c) (a)及び(b)に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存)

第 35 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

文 書 区 分	保 存 期 間
(1) 法第 19 条第 1 項の帳簿	REJ が評価の業務の全部を廃止するまで
(2) 設計住宅性能評価申請書及びその添付 函書、その他設計住宅性能評価に要した書類（次号に掲げる書類と同一のものを除く。）	5 年間
(3) 建設住宅性能評価申請書及びその添付 函書、工事監理報告書、その他建設住宅性能評価に要した書類	20 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 36 条 前条各号に掲げる文書の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実にあり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

- 2 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することができるようにして、これを行うことができる。

(電子情報組織に係る情報の保護)

第 37 条 REJ は、電子情報処理組織による申請の受け付け及び函書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(評価の業務に関する公正の確保)

第 38 条 REJ の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合は当該住宅に係る住宅

性能評価を行わないものとする。

- 2 当機関の長、役員又はその職員（評価員を含む。）が、住宅性能評価の申請に係る住宅について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
 - (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 REJの長、役員又はその職員（評価員を含む。）がその役員又は職員（過去二年間に役員又は職員であった者を含む。）である者が、次のいずれかに該当する業務を行った場合（当該役員又は職員（評価員を含む。）が当該申請に係る住宅性能評価の業務を行う場合に限る。）は当該住宅に係る住宅性能評価を行わないものとする。
 - (1) 住宅性能評価の申請を自ら行った場合又は代理人として住宅性能評価の申請を行った場合
 - (2) 住宅性能評価の申請に係る住宅について前項(1)、(2)、(3)または(4)に掲げる業務を行った場合
- 4 評価員又は機関の役員若しくは職員以外の者は、評価の業務に従事してはならない。

（損害賠償保険への加入）

第 39 条 REJは、評価の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（契約期間内の補償の上限が 1 億円、一事故の補償の上限が 1 億円、かつ地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの）を締結するものとする。

（事前相談）

第 40 条 申請者は、住宅性能評価の申請に先立ち、REJに相談をすることができる。この場合においては、REJは、誠実かつ公正に対応するものとする。

附則

（施行期日）

第 1 条 この規程は、法第 15 条第 1 項の規定による国土交通大臣の認可を受けた日から施行する。

第 2 条 この規程は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

第 3 条 この規程は、平成 18 年 4 月 20 日から施行する。

第 4 条 この規程は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

第 5 条 この規程は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

第 6 条 この規程は、平成 19 年 6 月 30 日から施行する。

第 7 条 この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

第 8 条 この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

- 第9条 この規程は、平成21年9月1日から施行する。
 第10条 この規程は、平成22年1月5日から施行する。
 第11条 この規程は、平成22年2月5日から施行する。
 第12条 この規程は、平成22年6月1日から施行する。
 第13条 この規程は、平成22年6月2日から施行する。
 第14条 この規程は、平成23年1月1日から施行する。
 第15条 この規程は、平成23年7月1日から施行する。
 第16条 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

別表1(第12条第2項、第19条第2項関係)

住宅性能評価書の交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3桁目	REJの指定番号
4～5桁目	02： 本店 03： 京都支店
6～9桁目	西暦
10桁目	1： 設計住宅性能評価 2： 建設住宅性能評価（新築住宅）
11桁目	1： 一戸建ての住宅 2： 共同住宅等
12桁目	通し番号（11桁目までの数字の並びの別に応じ、00001から順に付するものとする。）

別表2（第27条第1項関係）

評価料金

表1 一戸建ての住宅

(消費税込み)

一棟の延べ面積 (㎡)		設計住宅評価申請		建設住宅評価申請	
		設計住宅評価申請のみ (い)	建築基準法第6条の2の確認申請の審査と同時契約	建設評価申請のみ (ろ)	建築基準法第7条の2及び同法第7条の4第1項の申請の検査と同時契約
100以下	一般	32,000円	(い) × 0.9	80,000円	(ろ) × 0.9
	型式等	26,000円		41,000円	

100 超～200 以下	一般	37,000 円		100,000 円
	型式等	33,000 円		53,000 円
200 超～	一般	51,000 円		135,000 円
	型式等	41,000 円		68,000 円

表2 一戸建ての住宅以外の住宅

(消費税込み)

一棟の延べ面積 (㎡)		設計住宅評価申請			建設住宅評価申請		
		設計住宅評価申請料金 (は)		建築基準 法第6条 の2の確 認申請の 審査と同 時契約	建設評価申請料金 (に)		建築基準 法第7条 の2及び 同法第7 条の4第 1項の申 請の検査 と同時契 約
		住棟の評 価料金	一戸あたり の基本料金		住棟の評 価料金	一戸あたり の基本料金	
500 以下	一般	72,000 円	4,200 円	(は) × 0.9	108,000 円	6,300 円	(に) × 0.9
	型式等	57,000 円			54,000 円		
500 超～ 1,000 以下	一般	120,000 円	4,200 円	(は) × 0.9	180,000 円	6,300 円	(に) × 0.9
	型式等	96,000 円			90,000 円		
1,000 超～2,000 以下		180,000 円	4,200 円		240,000 円	6,300 円	
2,000 超～3,000 以下		240,000 円	4,200 円		300,000 円	6,300 円	
3,000 超～4,000 以下		300,000 円	4,200 円		360,000 円	6,300 円	
4,000 超～5,000 以下		360,000 円	4,200 円		420,000 円	6,300 円	
5,000 超～7,000 以下		480,000 円	4,200 円		600,000 円	6,300 円	
7,000 超～ 10,000 以下		600,000 円	4,200 円		840,000 円	6,300 円	
10,000 超～ 15,000 以下		840,000 円	4,200 円		960,000 円	6,300 円	

15,000 超 ~ 20,000 以下	960,000 円	4,200 円		1,200,000 円	6,300 円	
20,000 超 ~ 30,000 以下	1,200,000 円	4,200 円		1,440,000 円	6,300 円	
30,000 超	別途見積もり					

表3 一戸建ての住宅以外の住宅(変更申請) (消費税込み)

一棟の延べ面積 (㎡)	変更設計住宅評価申請料金(ほ)	変更建設住宅評価申請料金(へ)
500 以下	86,000 円	129,000 円
500 超~1,000 以下	144,000 円	216,000 円
1,000 超~2,000 以下	216,000 円	288,000 円
2,000 超~3,000 以下	288,000 円	360,000 円
3,000 超~4,000 以下	360,000 円	432,000 円
4,000 超~5,000 以下	432,000 円	576,000 円
5,000 超~7,000 以下	576,000 円	720,000 円
7,000 超~10,000 以下	720,000 円	1,008,000 円
10,000 超~15,000 以下	1,008,000 円	1,152,000 円
15,000 超~20,000 以下	1,152,000 円	1,440,000 円
20,000 超~30,000 以下	1,440,000 円	1,728,000 円
30,000 超	別途見積もり	

別表3 (第27条第2項第三号関係)

選択事項加算

平成12年建設省告示第1661号による選択事項 室内空气中の化学物質の濃度測定		別表2(は)若しくは(に) に加算する1住戸当たりの 額
パッシブ方式	ホルムアルデヒドのみ	25,000 円
	ホルムアルデヒド及びVOC4種	50,000 円

アクティブ方式	ホルムアルデヒドのみ	105,000 円
	ホルムアルデヒド及びVOC 4種	140,000 円

別表4 (第27条第2項第七号関係)

地方公共団体等が行う制度としての減額率

	別表2 (い) から (に) の額に乗ずる 数値
地方公共団体等が行う制度としての減額	0.8

別表5 (第29条第一号関係)

評価料金の返還

1 一戸建ての住宅

備考 返還する額は、下表の額から千円未満を切り捨てた額とする。

申請の取り下げを行なった時期 (ほ)	当該申請手数料に乗ずる率 (へ)
建設住宅性能評価の申請をREJが受理した日から、第1回目の現場審査の日まで	0.8
第1回目の現場審査を実施した日から、第2回目の現場審査の前日まで	0.6
第2回目の現場審査を実施した日から、第3回目の現場審査の前日まで	0.4
第3回目の現場審査を実施した日から、第4回目の現場審査の前日まで	0.2
第4回目の現場審査を実施した日以降	返還しない

2 一戸建ての住宅以外の住宅

備考 返還する額は、下表の額から千円未満を切り捨てた額とする。

申請の取り下げを行なった時期 (ほ)	当該申請手数料に乗ずる率 (へ)
建設住宅性能評価の申請をREJが受理した日から、第1回目の現場審査の日まで	0.8
第1回目の現場審査を実施した日から、第2回目の現場審査の前日まで	0.7
第2回目の現場審査を実施した日から、第3回目の現場審査の前日まで	0.6
第3回目の現場審査を実施した日から、第4回目の現場審査の前日まで	0.5
第4回目の現場審査を実施した日から、第5回目の現場審査の前日まで	0.4
第5回目の現場審査を実施した日から、第6回目の現場審査の前日まで	0.3

第6回目の現場検査を実施した日以降	返還しない
-------------------	-------

住宅性能評価取下げ届

平成 年 月 日

登録住宅性能評価機関

アール・イー・ジャパン株式会社 様

申請者

印

下記の申請を取り下げたいので、アール・イー・ジャパン株式会社住宅性能評価業務規程第 10 条第 1 項、第 11 条第 2 項、第 17 条第 1 項及び第 18 条第 2 項の規定により届け出ます。

【1 申請者】

.....
【氏名のフリガナ】

.....
【氏名（法人にあつては名称及び代表者名）】

.....
【郵便番号】

.....
【住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）】

.....
【電話番号】

【2 代理者】

.....
【資格】

.....
【氏名】

.....
【建築士事務所名】

.....
【郵便番号】

.....
【所在地】

.....
【電話番号】

【3 敷地の地名地番】

【4 取り下げようとする申請】

- 設計住宅性能評価書の申請 変更設計住宅性能評価書の申請
 建設住宅性能評価書（新築住宅）の申請 変更建設住宅性能評価書の申請
-

【引受日】

【引受番号】

【5 取り下げの理由】

.....
.....
.....

【注意事項】 1 該当する□にレ印を記入してください。

変 更 申 告 書

平成 年 月 日

登録住宅性能評価機関

アール・イー・ジャパン株式会社 様

設計者又は工事監理者

⑩

施工管理者

⑩

設計・建設住宅性能評価申請書に下記事項の変更がありましたので、アール・イー・ジャパン株式会社住宅性能評価業務規程第 11 条第 1 項及び第 18 条第 1 項の規定により通知します。

【1 評価対象建築物】

 一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以外の住宅

【2 検査進捗状況】

 第 1 回検査 第 2 回検査 第 3 回検査 第 4 回検査 第 5 回検査 第 6 回検査

【3 工事監理者】

【資格】

【氏名】

【建築士事務所名】

【郵便番号】

【所在地】

【電話番号】

【4 変更届けをする住宅性能評価】

設計・建設住宅性能評価番号

設計・建設住宅性能評価受付年月日

【5 変更申告内容】

性能表示 事項	変更項目	変更内容報告書

【注意事項】

- この様式は、施工状況報告書の「変更の有無」欄に変更有りの場合、変更の内容を記するのに用いてください。
- 申告者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 「性能表示事項」欄は変更のあった性能表示事項を記入してください。
- 「変更項目」欄は変更のあった設計説明書又は施工状況報告書の検査項目名を記入してください。
- 該当する□にレ印を記入してください。
- この様式で記入できない場合は、別紙で作成してください。

平成 年 月 日

設計住宅性能評価書（建設住宅性能評価書（新築住宅））の再交付申請書

登録住宅性能評価機関

アール・イー・ジャパン株式会社 様

下記の理由により設計住宅性能評価書（建設住宅性能評価書（新築住宅））の再交付を受けたいので、アール・イー・ジャパン株式会社住宅性能評価業務規程第 12 条第 4 項及び第 19 条第 4 項の規定により申請します。

【 1 申請者】

【氏名のフリガナ】

【氏名（法人にあつては名称及び代表者名）】

【郵便番号】

【住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）】

【電話番号】

【 2 敷地の地名地番】

【 3 敷地の地名地番】

- 設計住宅性能評価書の申請 変更設計住宅性能評価書の申請
 建設住宅性能評価書（新築住宅）の申請 変更建設住宅性能評価書の申請

【交付日】

【交付番号】

【 4 再交付を受ける申請者の要件】

- R E J から設計住宅性能評価書又は、建設住宅性能評価書（新築住宅）を交付された者
 住宅を新築する建設工事の請負契約又は住宅を譲渡する契約を被交付者と締結し、かつ被交付者から当該住宅に係る当該設計住宅性能評価書、建設住宅性能評価書（新築住宅）又はその写しを交付された者

【 5 再交付の理由】

- 設計（建設）評価書を滅失したため 設計（建設）評価書を汚損したため
 設計（建設）評価書を破損したため
 その他

【注意事項】 1 該当する□にレ印を記入してください。

2 一住戸につき一千元必要となります。

評価業務規程第 16 条第 1 項の規定による
検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知

平成 年 月 日

登録住宅性能評価機関

アール・イー・ジャパン株式会社 様

申請者の氏名又は名称

代表者の氏名

印

評価業務規程第 16 条第 1 項の規定に基づき、検査対象工程に係る
工事が完了する日 (完了した日) を通知します。

記

1. 設計住宅性能評価機関交付番号 第 号
2. 設計住宅性能評価書交付年月日 平成 年 月 日
3. 設計住宅性能評価書交付者
4. 検査対象工程に係る工事
5. 検査対象工程に係る工事の完了 (予定) 年月日
6. 建築場所

検査記録シート

一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以外の住宅

性能表示 事項	検査項目	確認内容	記録欄 (年月日)
確認欄		確認年月日	
		施工管理者の署名	
		評価員の署名	

施工管理内容確認書

一戸建ての住宅 一戸建ての住宅以外の住宅

性能表示 事項	検査項目	確認内容	ヒヤリングした管理内容の記録 (年月日)
確認欄		確認年月日	
		施工管理者の署名	
		評価員の署名	

REJ 評第七号様式(第 25 条第 2 項関係) A6

身分証明書(評価員)

REJ 評第七号様式	
平成 年 月 日 交付第 号 (有効期限 ヶ月)	
登録住宅性能評価機関 身分証明書 (評価員)	写 真
氏名	
生年月日 昭和 年 月 日	
資 格	
上記の者は、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 13 条に基づき	
アール・イー・ジャパン株式会社が選任した評価員である事を証明する。	
アール・イー・ジャパン株式会社 代表取締役 藤井 邦男 (社印)	

REJ 評第八号様式(第 25 条第 2 項関係) A6

証明書(評価の業務に従事する職員のうち評価員以外の者)

REJ 評第八号様式	
平成 年 月 日 交付第 号 (有効期限 ヶ月)	
登録住宅性能評価機関 身分証明書	写 真
氏名	
生年月日 昭和 年 月 日	
資格	
建築士登録 () 級 第 号	
上記の者は、アール・イー・ジャパン株式会社の職員であり、評価の業務に従事する職員である事を証明する。	
アール・イー・ジャパン株式会社 代表取締役 藤井 邦男 (社印)	